

海田町告示第2号

海田町物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高の影響が長期化する中、特にその影響を強く受けている子育て世帯に対し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から実施する物価高対応子育て応援手当支給事業（以下「応援手当支給事業」という。）に関し、「物価高対応子育て応援手当支給要領」（「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付け成環第769号こども家庭庁成育局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、物価高対応子育て応援手当（以下「応援手当」という。）を支給する。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者であって、町が支給主体である者（以下「一般支給対象者」という。）
- (2) 令和7年9月分の児童手当の受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、令和7年9月30日（以下「基準日」という。）において町内に住所を有する者（以下「公務員支給対象者」という。）
- (3) 基準日の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（出生の届出により町内に住所を有することとなった者に限る。以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設

等をいう。)の設置者(以下「出生児童支給対象者」という。)

(4) 第1号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚(離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。)により新たに児童手当の受給者となった者(児童手当の受給者となった時点において町内に住所を有する者に限る。第1号の受給者から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は当該受給者が、応援手当に相当する額の金銭等を応援手当の目的のために消費していた場合を除く。以下「離婚等支給対象者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に支給対象者に対して応援手当の支給が決定されている場合には支給しないものとする。

<p>① (受給者等死亡の場合) 基準日後、支給決定前までの間に支給対象者が死亡した場合(本項の規定により応援手当を支給される者が、支給決定前に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② (施設入所等児童であることが事後に判明した場合) 基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者に係る児童が施設入所等児童(法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。)であることを町が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>

<p>③（家庭内暴力事案の場合）</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別に行っている当該支給対象者の配偶者（現に次条に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が町に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支給対象者の配偶者</p>
---	--------------------------

（対象児童）

第3条 対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

（応援手当の支給等）

第4条 町長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、応援手当を支給する。

2 応援手当の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、2万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第5条 町長は、一般支給対象者に対し、応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、別記様式第1号により応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 町長は、第1項の支給の申入れ後、町長が別に定める期限までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、応援手当を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第6条 一般支給対象者に対する応援手当の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式に

より行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童手当支給口座振込方式（令和7年9月分の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の支給決定前までに、別記様式第2号により支給対象者が町に支給口座登録等の届出書を提出し、町が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 窓口交付方式（指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

（公務員支給対象者等に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）に対して支給する応援手当に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 公務員支給対象者等に対して支給する応援手当に係る申請期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、次に掲げる者の申請期限は、令和8年4月15日までとする。

- (1) 出生児童支給対象者のうち、令和8年4月分の児童手当の認定又は額の改定の請求をする者
- (2) 離婚等支給対象者のうち、令和8年4月分から新たに児童手当の受給者となる者
- (3) 町長がやむを得ない事情があると認める者

（公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式）

第8条 応援手当の支給を受けようとする公務員支給対象者等又はその代理人（以下「応援手当申請者」という。）は、別紙様式第3号の申請書（以下「応援手当申請書」という。）により申請を行う。

2 応援手当申請者による申請及びこれに基づく応援手当の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、応援手当申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式（応援手当申請者が応援手当申請書を郵送により町に提出し、町が応援手当申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請口座振込方式（応援手当申請者が応援手当申請書を町の窓口に提出し，町が応援手当申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口交付方式（応援手当申請者が応援手当申請書を郵送により，又は町の窓口において町に提出し，町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

3 町長は，第1項の規定による申請の際，必要に応じて，公的身分証明書の写し等を提出させ，又は提示させること等により，当該応援手当申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は，当該公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他町長が適当と認める者とする。

（公務員支給対象者等に対する支給の決定）

第10条 町長は，第8条第1項の規定により提出された応援手当申請書を受理したときは，速やかに内容を確認の上，応援手当の支給の可否を決定する。

2 町長は，前項の確認により応援手当の支給を決定した当該公務員支給対象者等に対し，第8条第2項に規定する方法により応援手当を支給する。

（応援手当の支給等に関する周知）

第11条 町長は，応援手当支給事業の実施に当たり，支給対象者及び対象児童の要件，申請の方法，申請受付開始日等の事業の概要について，広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず，公務員支給対象者等から第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合，当該公務員支給対象者等が応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後，町が把握する令和7年9月分の児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては，当該届出をした指定口座）に応援手当の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず，指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和8年4月30日までに完了できない場合は，本件契約は解除される。

3 町長が第10条第2項の規定による支給決定を行った後，申請書の不備による振込不能等があり，町が確認等に努めたにもかかわらず，申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和8年4月30日までに支給ができない場合

は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 町長は、応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、応援手当支給事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。